

令和7年2月3日開催
調 査

経済福祉常任委員会資料

○調査事件13 第4期福島町地域福祉計画の策定について

福 祉 課

調査事件 1 3 第 4 期福島町地域福祉計画の策定について

1 計画策定について

(1) 背景と目的

近年、少子高齢化、核家族化やひとり暮らしの増加、ライフスタイルの多様化などに伴い、一人ひとりが抱える生活問題が多種多様になっているとともに地域や家庭での人と人のつながりが希薄化し、地域を取り巻く環境が大きく変化してきております。

こうした状況の中で、国においては、地域住民や地域の多様な主体が、地域の課題などを「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域をともに創っていく社会である『地域共生社会』の実現が掲げられており、当町でも実現に向けた地域福祉の推進と時代に合わせた対応が求められております。

町では、第 3 期計画において、支え合いの中で健康になる（健康福祉）、男性も女性も、高齢者も若者もみんなが協力し合い（協働福祉）、一人ひとりを大切に、みんなが笑顔になる福祉（安心福祉）の実現を目指し、令和 2 年 3 月に第 3 期福島町地域福祉計画を策定し、地域福祉施策を進めてきたところであります。

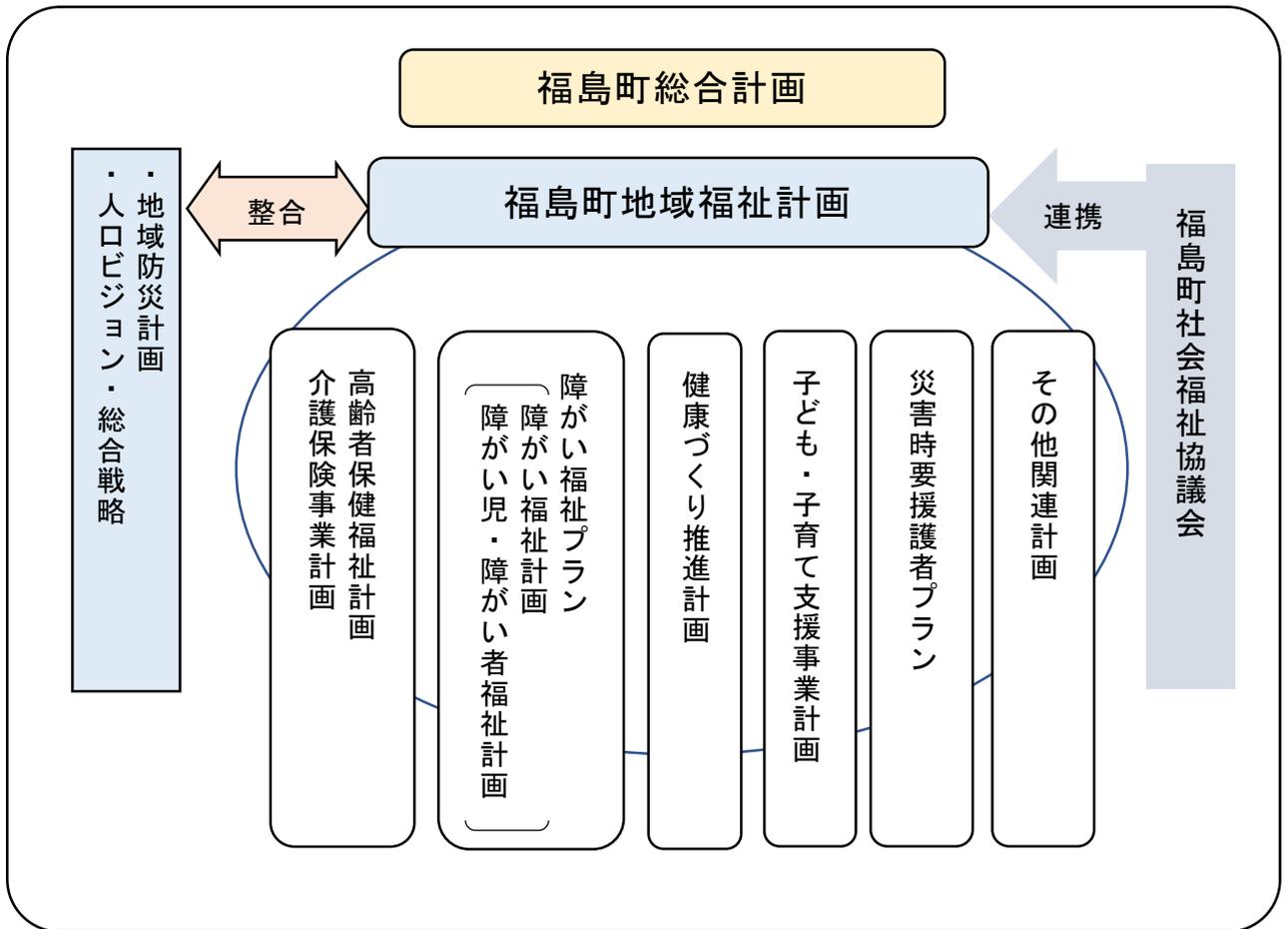
第 4 期目となる本計画では、第 3 期計画の基本的な方向性を引き継ぐとともに住民相互の助け合い・支え合い活動で“きづな”を深め、まちを“元気”にする福祉のまちづくりを目標とし、「第 4 期福島町地域福祉計画」を策定するものであります。

(2) 計画の位置づけ

第 4 期福島町地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画として、上位計画である「福島町総合計画」を含めた既存の関連諸計画との整合性を図りつつ、町が策定する福祉関係計画の上位計画として町の福祉施策の方針について策定するものです。

また、地域福祉と一体的な取り組みが求められる「地方再犯防止推進計画」（再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条）についても本計画に包含するものとします。

【地域福祉計画の位置付け（各計画との関係図）】



※地方再犯防止推進計画

再犯の防止等の推進に関する法律により、都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止に関する施策の推進に関する計画を定めるように努めなければならないとされています。本計画において、既の実施している社会を明るくする運動や保護司会等の支援に関する取り組みを「地方再犯防止推進計画」として位置付け推進します。

(3) 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化を踏まえながら必要に応じて計画内容の見直しを行います。

2 町の現状について

当町の総人口は、平成2年には8千人台、平成17年には5千人台、令和2年以降の年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～65歳未満）が著しく減少しております。また、一方、高齢者人口（65歳以上）は減少していますが、令和6年の65歳以上の高齢化率は51.8%、75歳以上の後期高齢化率は28.6%となっております。

なお、要支援者（ひとり暮らしの高齢者、要介護認定者、障害者手帳所持者、被生活保護世帯）の数は、ほぼ減少傾向で推移しております。

3 計画の概要について

第4期計画を策定するにあたっては、第1期計画を策定した当初から住民一人ひとりのしあわせを実現するという大きな目標に向かって町の福祉に対する考えに変わりはないことから、第3期計画までの基本理念・基本方針、基本目標を踏襲する形で策定しております。

（1）基本理念

一人ひとりのしあわせを実現するという大きな目標に向かって、自分の健康・支える人となるための健康づくりを進めながら、住民相互の支え合い・助け合い活動で「きづな」を深め、助けられる人の幸せと助ける人の生きがいをつくり、その仕組みがまちを元気にするという、福祉のまちづくりを目標として、「一人ひとりのしあわせを大切にすまち みんなの福しま ～しあわせ愛ランドふくしま～」を基本理念としています。

（2）基本方針

（1）の基本理念の実現のため、一人ひとりの笑顔でつくる「健康福祉」、地域の支え合いでつくる「協働福祉」、思いやりの心でつくる「安心福祉」を基本方針と定め、一人ひとりの幸せを大事にするまちづくりの実現を目指します。

（3）施策の体系

基本理念・基本方針に基づき3つの基本目標を挙げ、それぞれに施策の方針を定めています。

なお、検討にあたっては地域福祉の理念の浸透を目指すため、基本目標1「みんなの元気が支えるまちづくり」の施策方針について、「支え合い」を最重要目標として位置づけています。

【基本理念】

一人ひとりのしあわせを大切にするまち みんなの**福**しま

【基本目標】

1 みんなの元気が支えるまちづくり



【施策の方向性】

1 支え合い・健康

支え合いの中で健康になる

重点①：支え合いに参加しよう

重点②：みんなで健康になろう

2 みんなで手をつなぐまちづくり



2 見守り・相談

すべての住民が尊重される

重点①：見守り活動を広げよう

重点②：悩みはみんなで解決しよう

3 みんなが笑顔になるまちづくり



3 情報・安全安心

一人ひとりを大切にする

重点①：情報収集に上手になろう

重点②：いざという時に備えよう

4 地域福祉の進め方

町の基本目標・施策方針別に、現状を踏まえて取り組んでいくことを、自助（住民が行うこと）、共助（地域や関係団体、町が協働すること）、公助（町が行うこと）に分けて掲載しております。

なお、自助、共助の内容については、第3期までの掲載内容を踏襲しています。

基本目標1 みんなの元気が支えるまちづくり

重点①支え合いに参加しよう。

公助（町が行うこと）	共助（地域や関係機関、町が協働すること）	自助（住民が行うこと）
<ul style="list-style-type: none"> ■ 研修会・講演会の開催 ■ 高齢者サロン「さわやかサロン」活動の支援 ■ ボランティアの育成 ■ 地域福祉活動の支援 ■ 児童・生徒へのボランティア活動の推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 傾聴ボランティアをはじめ誰もが経験できる活動を広めよう。 ■ 支援を希望すること、支援できることをアンケートや聴き取り調査などで把握しよう。 ■ ボランティア団体のネットワークをつくり、PRや協働を進めよう。 ■ ボランティア保険の加入について、わかりやすい説明をしていきます（社協）。 ■ 小中学生がボランティアを体験できるよう「児童・生徒のボランティア活動支援事業」に積極的に取り組みます（社協）。 ■ 事業所も巻き込んでボランティアを普及していきます（社協）。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ボランティア活動に関心を持ちましょう。 ■ 積極的にボランティア活動に参加しましょう。 ■ ボランティア活動を通じて世代間交流をしましょう。

重点②みんなで健康になろう。

公助（町が行うこと）	共助（地域や関係機関、町が協働すること）	自助（住民が行うこと）
<ul style="list-style-type: none"> ■がん予防対策の推進 ■ふれあい教室の開催 ■ふれあいスポーツ大会の開催 ■温泉健康保養センターの活用促進 ■食育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■健康フェスティバルの企画を充実し、開催を継続しよう。 ■声を掛け合って、ウォーキング仲間を増やそう。 	<ul style="list-style-type: none"> ■健康フェスティバルに参加しましょう。 ■ABC検診を初めとした各種がん検診を受診しましょう。 ■まず、自分の体重を知ることから健康への関心を高めましょう。 ■気軽に楽しくウォーキングする仲間をつくりましょう。

基本目標 2 みんなで手をつなぐまちづくり

重点①見守り活動を広げよう。

公助（町が行うこと）	共助（地域や関係機関、町が協働すること）	自助（住民が行うこと）
<ul style="list-style-type: none"> ■安心生活創造事業 ■見守り協定の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■町内会、学校などが協力して、全町であいさつ運動を推進しよう。 ■「回覧板」を回す時に、一声かけることを推進しよう。 ■地域の団体に解決が難しい問題を抱えている人の状況に気づいた時は、役場や社会福祉協議会等に連絡しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ■近所に見守り支援が必要な人がいないか考えてみましょう。 ■町内会など、地域の行事に積極的に参加しましょう。 ■教室や催し物に参加する時は、ご近所にも一声かけて誘い合ひましょう。

重点②悩みはみんなで解決しよう。

公助（町が行うこと）	共助（地域や関係機関、町が協働すること）	自助（住民が行うこと）
<ul style="list-style-type: none"> ■包括的な相談支援体制の推進【追加】 ■子ども・子育て支援の充実 ■障がい福祉サービス相談窓口の充実 ■地域包括支援センター ■民生委員・児童委員との連携 ■福祉サービスに関する苦情や意見等への対応強化 ■人権擁護委員との連携【追加】 ■権利擁護の充実 □保護司会等との連携【追加】 	<ul style="list-style-type: none"> ■より身近なところで気軽に相談できるよう相談を受ける人材を養成しよう。 ■地域の人の世話によるいきいきサロンなどを開催し、気軽に集まっておしゃべりしよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ■思い悩まず、まずは相談しましょう。 ■家族や友人の様子の変化に気をつけましょう。 ■地域で困っている様子の人がいたら声をかけてみましょう。

□は、地方再犯防止推進計画に該当します。

基本目標 3 みんなが笑顔になるまちづくり
重点①情報収集に上手になろう。

公助（町が行うこと）	共助（地域や関係機関、町が協働すること）	自助（住民が行うこと）
<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報提供の充実 ■ 意思疎通支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広報誌「社協」の内容充実と読みやすさを工夫する。（社協） ■ 有益な情報等を見た際は、地域で共有するため声かけを行いましょう。 ■ 手話通訳や点字、音読などコミュニケーションを支援する人材を増やそう。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広報ふくしまや回覧、防災無線等で町の福祉等、地域に関する情報を定期的に確認しましょう。 ■ 大事な情報、役立つ情報は冷蔵庫など普段、目につくところに貼っておきましょう。

重点②いざという時に備えよう。

公助（町が行うこと）	共助（地域や関係機関、町が協働すること）	自助（住民が行うこと）
<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難行動要支援者制度の推進 ■ 虐待防止対策の充実 ■ DV防止対策の充実 □ 社会を明るくする運動の推進【追加】 □ 保護司会等の支援【追加】 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害発生時、自力で避難困難な人がどこにいて、どのような支援が必要か検討しましょう。 ■ 日常的な見守りや各種サービスの利用を通じて災害時の体制をつくろう。 ■ 子どもを犯罪や危険から守るための「子ども110番の家」を推進しよう。 ■ 小学校の登下校時の防犯・見守り活動を推進しよう。 ■ 松前地区防犯協会福島支部が中心となって警察等と連携し、防犯の普及活動をしよう。 ■ 社会を明るくする運動や保護司などの更生保護に携わる活動を周知し、地域一体で再犯防止に取り組みましよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難に心配がある人は災害時要援護者名簿への登録を申し出ましょう。 ■ いざという時のために、緊急連絡先や必要な支援内容をあらかじめ整理し、家族で確認しましょう。 ■ 可能な限り防災訓練に参加しましょう。 ■ 日頃から近所の人とかかわりをもちましよう。 ■ それぞれの立場で、犯罪防止への取り組みを考えましよう。

□は、地方再犯防止推進計画に該当します。

5 計画の推進について

（1）地域福祉推進のための圏域設定

住民の誰もが住み慣れた地域の中で、如何に安心して暮らし続けられるかを第一義に、当町の実情に即して、吉岡地区・福島地区を「一次生活圏域」に、地域福祉活動を総合的に支援、対応する保健・福祉・医療のネットワークを「二次生活圏域」として設定しています。

（２）地域福祉への参加

この計画は、住民と町内会、行政、民間の福祉サービス事業者等がそれぞれの役割を認識し、一体的に協働で取り組む必要があるため、住民と町内会、行政、民間等が役割分担し、連携のもと着実に取り組んでまいります。

（３）地域福祉の推進・調整

この計画の推進・調整を担う福島町社会福祉協議会と行政の役割について規定しています。

□福島町社会福祉協議会

町社協は、住民の福祉ニーズをしっかりと把握することを前提に、様々な問題を抱えた人を見過ごすことなく、住民が地域で安心した生活ができるよう、地域における地域福祉活動の先導役となります。

□行政（町）

町は、住民や関係団体等の自主性を尊重しつつ、様々な形で協力するとともに、必要に応じて推進・調整を行い国・道と広域的な連携を図りながら住民や関係団体等と共同で地域福祉を推進します。

（４）計画・取組の周知

この計画は、広報ふくしまや町ホームページに掲載し、広く住民に周知します。

（５）地域福祉の進み具合の評価

この計画の進捗状況は、定期的に「福島町安心生活創造事業推進及び地域福祉計画策定委員会」が評価し、適切な提言を行うとともに、結果を公表します。また、この計画に盛り込まれた取組が着実に実践されるよう、実施計画の作成についても町社協と検討していきます。